

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部 県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 一

ページ

条 例

宮城県税条例の一部を改正する条例。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

宮城県税条例の一部を改正する条例

宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第二章第一節」を「第一章第一節」に改める。

第十六条の二第二項中「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第四十三条第一項第一号ハ中「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第七十二条の二十九第五項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から二月以内

第四十九条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改める。

第百四条の二中「及び附則第十一条の四の二」を削る。

第百九条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

附則第六条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十条の二の二第二項中「又は第三項」を「、第三項又は第五項」に改める。

附則第十条の七第一項中「附則第六条の十七第一項」を「附則第六条の十八第一項」に改め、同条第二項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に改める。

附則第十条の九及び第十条の十を削る。

附則第十一条第一項中「平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十五項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十六項」に改め、同条第四項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第五項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十四項」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第二十五項」に改める。

附則第十一条の二第二項中「附則第九条の二第二項」を「附則第八条第一項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条第一項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の九中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の九中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の十一第二項を削る。

附則第十一条の十二第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。)が八トンを超えるトラック(法施行規則附則第四条の十一第一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。)であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの

(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの(第六項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。)のいずれに

も適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十二第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十一条の十二第五項を削り、同条第六項中「〔法施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。〕を削り、「附則第四条の十一第十七項」を「附則第四条の十一第十二項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車（法施行規則附則第四条の十一第十四項で定めるものに限る。）、バス（法施行規則附則第四条の十一第十五項で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十三項で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百四条の二の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条第一項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条）を「ガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号）」に、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に、「石油ガス自動車（以下この条）を「石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号）」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「以下この条」を「次項第六号及び第三項第三号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「〔自家用乗用車等を除く。〕及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基

準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に、「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法第四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「法第四十九条第一項第四号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「法第四十九号第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第四項」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「法第四十九号第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に、「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第五項」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ

七千五百円	二千元
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百元	四千元
一万七千九百元	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百元	六千元

第一項第二号イ										第一項第一号ロ									
二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千円	二万七千二百円
七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万千円	九千円	八千円	六千五百円	一万五百円	七千円

第一項第三号イ(1)										第一項第二号ハ(2)					第一項第二号ハ(1)					第一項第一号ロ				
二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円					
六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円					

第一項第三号イ										第一項第三号ロ										第一項第四号			第三項第一号													
二万九千円	二万六千五百円	三万二千元	三万八千元	四万四千元	五万五千元	五万七千元	六万四千元	三万三千元	四万千元	四万九千元	五万七千元	六万五千五百円	七万四千元	八万三千元	四千五百円	六千元	三千七百円	四千七百円	六千三百円	七千五百円	七千元	八千元	九千五百円	一万千元	一万三千円	一万四千五百円	一万六千元	八千五百円	一万五千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五千五百円	千五百円	千円	千二百円	千六百円

附則第十二条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第百五条第一項」を「第百五条第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「令和六年度分」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同項第一号中「附則第五条の二第二十一項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第十二項」を「附則第五条の二第七項」に改め、同項第三号中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第八項」に改め、同項に次の表を加える。

第三項第二号										第五項第一号										第五項第二号														
五千二百円	六千三百円	八千元	一万二千元	二万円	二万四千四百円	二万八千八百円	三万四千八百円	四万円	四万五千六百円	五万二千四百円	六万四百円	六万九千六百円	八万八千元	千三百円	千六百円	二千元	三千元	五千元	六千五百円	七千五百円	九千元	一万円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万五千五百円	一万七千五百円	二万二千円	二万八千元	三万八千元	四万八千元	五万八千元	六万八千元	七万八千元	八万八千元

第四号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七千七百円	二万五百円
四万五千五百円	二万五百円	

附則第十二条第六項を同条第三項とする。

附則第十二条の二第一項中「前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等」を「前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途車のうちキャンピング車に該当するもの（以下この条において「自家用乗用車等」という。）」に改める。

附則第十二条の三第一項中「、第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改める。

附則第十七条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十九条中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第二十二條の三第二項中「附則第十四条の二」を「附則第二十一条」に改める。

附則第二十二條の四第一項中「第二十八條の七第一項」を「第二十八條の七」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- 改正後の宮城県条例(以下「新条例」という)第四十三条及び附則第十条の二(地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号。以下「改正法」という)による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という)第七十二条の二十九第五項の規定を新法第七十二条の三十第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という)以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の改正法による改正前の地方税法(以下「旧法」という)第七十二条の二十九第三項(旧法第七十二条の三十第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この項において「経過事業年度」という)を含む)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- (不動産取得税に関する経過措置)
新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- (自動車税に関する経過措置)
別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 新条例附則第十二条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- (県税減免条例の一部改正)
県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
第七條の四第二項第三号中「附則第十二條第四項」を「附則第十二條の二第一項」に改める。